

第4回 律令国家の形成

さて、律令体制についてです。古代史の1つの大きな山です。ということは、当然入試にもよく出ます。特に関東圏のいわゆる難関私大などというところでは、非常に細かいところまで出題しています。

1. 律令体制

天武・持統朝を通じて律令体制は、次第に定着していった。そもそも、律とは**刑法**のことをさし、令とは**行政一般の法**のことである。つまり、日本は法治国家、つまり法律に基づく国家になったわけだが、天皇は法の制定者であり、律令を超越し、律令の規制を受けない絶対者であった。律令が本当の意味で完成されたのは、文武天皇の701年、**刑部親王**と**藤原不比等**により作成された**大宝律令**である。律6巻・令11巻があったとされるが、現存しておらず、『令集解』などで部分的に見ることができるだけである。さらに、元正天皇の718年、藤原不比等により作成された**養老律令**がある。律10巻・令10巻の法だが、大宝律令と内容上の差はない。施行は757年、藤原仲麻呂政権の時期である。養老律令はその大部分が残っており、『令義解』などで確認できる。

◆日本が体系的な律令法典を編纂できたのは、当時の日本が中国には朝貢するが、冊封はされていなかったこととも深く関係する。律令は蕃夷（野蛮な）の国々を支配する帝国法（他国にも輸出され、そのまま使用される法）であったので、中国から冊封されている国が独自の律令を編纂することはおそらく不可能だっただろう。

2. 律令官制

政治機構で中国ともっとも大きな相違は、神祇官の有無である。つまり、中国の官制には神祇官はない。政治の中心は、**太政官**に担われている。太政大臣は**即闕官**ともいわれ、適任者がいない場合には置かれず、その場合は左大臣が最高責任者であった。太政官を構成する官人（役人）は、三位以上の貴族で、彼らを総称して公卿とよんだ。実務は左弁官と右弁官にまとめられた八省が行う。左弁官は、**中務**（詔勅の作成・総務）、**式部**（文官の人事・儀式・大学の管理）、**治部**（仏事・外交）、**民部**（民政・税務）からなり、右弁官は、**兵部**（軍事）、**刑部**（司法）、**大蔵**（財政）、**宮内**（宮中庶務）からなっていた。また、省の下には**職・寮・司**が分属した。これ以外に**弾正台**（風俗の取り締まり・官吏の監察）や宮中の警備を行う**五衛府**（左右衛士府・左右兵衛府・衛門府）があった。

地方の重要地には京に左右京職が、瀬戸内海の終点である難波に摂津職が、西海道諸国の管理と外交・国防のために**大宰府**（「遠の朝廷」とも呼ばれた）が置かれた。なかでも京職は、都の民政一般を司り、配下には坊令と市の管理を行う市司があった。

3. 地方行政

地方は、五畿（大和・山背<山城>・摂津・河内・和泉<757年、河内から分離した>）と七道（東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海）分かれる。七道は都を起点とする道路と行政区画のことである。各国の名は地理的条件や特産物などから命名されている。辺境を意味する陸奥（まさに、陸の奥＝一番遠い所）や毛皮を産する毛野などがそうであり、都に近い順から前・中・後の順になり、「毛」や「総」の国は、上・下となっている。（上総・下総などのように）。また、「江」とは湖のことで、都に近い湖（琵琶湖）だから近江（近い湖）。遠江は都から遠い湖（浜名湖）だからである。

各国には、国・郡・里がある。それぞれに国司・郡司・里長が置かれた。国衙（国府）と中央との連絡は、七道に一定の距離ごとに駅家（うまや）を走り継ぐ駅馬や伝馬により行われた。里は50戸で1里を構成した。715年には里は郷に変わり、郷の下に2～3の里が置かれる郷里制となったが、やがて里が廃止され、郷制となった。

◆律令国家は、律令制と氏姓制との二重構造として捉えることができる。すなわち、律令制＝太政官→国司の機構と氏姓制→郡司である。

4. 官人制

律令制のもとでは官職に就くには位階を持っていることが前提になっていた。位階には、皇族に与える一品から四品のほか、正一位から少初位下（しょうそいげ）まで30階がある。官職はこの位階に相当して与えられた（これを官位相当制という）。また、官人はいずれも四等官制によりランクづけされていた。それぞれ、カミ・スケ・ジョウ・サカンとなっており、国司は、守・介・椽・目に、郡司は大領・少領・主政・主帳に、各省は、卿・輔・丞・録に、大宰府は、帥・弐・監・典に分かれている。さらに、五位以上の人々を貴族とよび、貴族の子や三位以上の貴族の子・孫は父や祖父の位階に応じて一定の位階を与えられ、それに相当する官職に任命された（これを蔭位の制（おんいせい）という。要するに、親の七光りである！！）。また、貴族は、特権として、三位以上には食封が、五位以上には位田・位録などが与えられ、官職に応じて職田などが与えられた。これに加えて法の上でも特権があり、調・庸の免除もあった。さらに、貴族の子は中央の大学に入学でき、郡司の子弟は地方の国学に入学を許可された。地方の国司は、中央から4年ないし6年の任期で送られた。郡司はかつての国造らが任命され、終身官である。里長は里内の徴税・監督を行った。

5. 身分制

身分制は大きく良と賤とに分かれる。貴族や一般農民、さらに良民の最下層に位置する

品部・雑戸がいた。品部・雑戸は、以前の品部の流れを汲む者たちである。賤民は5つに分類され（**五色の賤**という）、官有の陵戸・官戸・公奴婢、私有の家人・私奴婢がいた。家人や私奴婢は、黒色の衣の着用が義務付けられ、奴婢同士の結婚しか認めなかった。なお、公奴婢は66歳以上になると官戸とされ、さらに76歳以上になるとその官戸は良民とされた。これを**放賤従良**（ほうせんじゅうりょう）という。

6. 司法

律を中心とする司法制度は、八虐とよぶ重罪を中心に、それらに対する5つの刑（**五刑**）からなっている。五刑は、**笞・杖・徒・流・死**のランクがある。独立した裁判所はなかった。また、官人と僧侶には**閹刑**（じゅんけい）という特別の法規が適用された。

7. 班田収授

公民は**6年ごと**に作成され、**五比**（30年＝6年×5である）保存される戸籍に登録される。公民の家族は、5戸で結成される五保の制があり、連帯責任を負っていた。政府が戸籍作成などのために設定した家族を郷戸という。その郷戸に含まれるいくつかの小家族を房戸という。だから、戸籍に記されている家族＝郷戸を当時の家族そのものと考えことは誤りである。おそらく、我々の家族に近いものは房戸であろう。

ところで、口分田班給自体も唐の**均田制**を導入したものであった。唐の均田制と日本の口分田制との相違は、中国の場合、口分田以外に子孫に永続される永業田という田があったが、日本では口分田のみの班給であった点が大きな相違であろう。

口分田は**満6歳以上の男女**に班給される。死者の田は次の班田の時に収公される。田地は**条里制**により区分される。すべての田は、長さ360歩四方の正方形に区画され、一辺を条、他の辺を里という。その際、360歩四方に区分した土地を60歩四方に36等分したものを坪とよんだ。

田地は大きく分けて輪租田と不輪租田がある。輪租田には、口分田・墾田（開墾した田）・位田・功田（功績に応じ与えられた田）などがあり、不輪租田には、官田・寺田・神田などがある。口分田班給の余りを乗田といい、賃租した。これ以外に園地（畑と宅地）は永久私有できた。

口分田班給は、良民男子（官有賤民男子を含む）は**2段**、良民女子（官有賤民女子を含む）はその3分の2（2段×3分の2）となっており、私有賤民の男子は良民男子の3分の1（2段×3分の1）、私有賤民女子は良民女子の3分の1（2段×3分の2×3分の1）である。

8. 農民の負担

国家財源のすべては、農民の負担に委ねられていた。まず、**租**は、口分田を班給されたすべての人々に課す税で、1段当たり**2束2把**（収穫量の3%）であった。なお、706年から2束2把は1束5把に改められた。

調は、絹をはじめ全部で34種あり、特産物があてられた。**庸**は正丁の歳役10日の代わりに布で納めさせた。調・庸は成人男子に課せられた人頭税で、老丁（61～65歳）にはその2分の1が、少丁（17～20歳）には、4分の1が課せられた（但し、庸は少丁には課さない）。

雑徭は、国司が年間60日を限度に労役を課すものである。この他凶作に備えて一定の粟を納めさせる義倉や、秋に利息とともに返済させる出挙もあった。また兵役は、正丁3人につき1人の割合で徴発するもので、地方の軍団に属すが、一部は都で衛士（任期1年）となり、防人（任期3年）として大宰府の守りにつく者もいた。さらに仕丁は、1里2名の割合で徴発されるもので、中央政府の雑役についた。

◆租は穀＝^{もみ}籾で納入し、出挙は^{えいとう}穎稻（籾つきの穂先を束ねたもの）で納入することになっていた。

◆政府の財源の中心は調と庸であり、地方財源は、郡司一里長が徴発する雑徭が主であった。